

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 45(オ)1229	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	不動産所有権移転登記手続等請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)277
裁判年月日	昭和 46 年 5 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 45 年 10 月 8 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 103 号 55 頁		

判示事項	売買一方の予約における予約完結権の行使と代金の提供の要否
裁判要旨	売買一方の予約において予約完結権を行使するには、代金を提供する必要はないと解するのが相当である。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人井関照夫の上告理由第一点および同宮浦要の上告理由第一点について。 原審が被上告人ら主張のような売渡担保および買戻の特約を認めず売買一方の予約を認めたからといって、原判決に所論の理由不備ないし理由その違法があるものといえないことは明らかである。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。 上告代理人井関照夫の上告理由第二点および第六点について。 原判決を通覧すれば、売買予約の成立日および予約完結の意思表示の日につき原審の認定するところと被上告人らの主張するところと同一性が認められるから、原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。 上告代理人井関照夫の上告理由第三点および第四点、同宮浦要の上告理由第三点ないし第五点について。 上告人がDから本件物件を買い受けたのは、Eがその所有権を喪失することのないよう、同人の利益のために上告人においてDに肩代りして一時的に右物件の所有者となつたものであり、右買受の際、上告人と右Eとの間に、右EがDからの買受に当つて支払つた金六二万円を支払うことにより、いつでも上告人から本件物件を買い取ることができる売買一方の予約がされた旨の原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯でき、右事実認定の過程において採証法則ないし経験則違背は認められない。原判決に所論の違法はない。違憲をいう点は、右の認定事実と異なる事実立つものであるから前提を欠く。論旨はいずれも採用できない。 上告代理人井関照夫の上告理由第五点について。 <u>売買一方の予約において予約完結権を行使するには、買戻の場合と異なり、代金を提供する必要はないと解するのが相当である（大判大正七年九月一六日民録二四輯一六九九頁）。</u> 所論はこれと異なる見解に立つて原判決を非難するものであるが、原判決に所論の違法はない。論旨は採用できない。 上告代理人宮浦要の上告理由第二点について。

原審が右Eは和解調書に基づく買戻権を失つたものである旨認定したものであることは、原判文上明らかであり、所論は、原判決を正解しないことに基づくものである。論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員的一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松本正雄 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 関根小郷)

---

※参考：判例タイムズ 264号 193頁、判例時報 636号 46頁、金融商事判例 275号 7頁